

# 大阪糖尿病協会顧問医会 会則

## 第1章 名称および事務局

### 第1条 名称

本会の名称を大阪糖尿病協会顧問医会（以下、本会）とする。

### 第2条 事務局

本会の事務局は、大阪大学大学院医学系研究科 内分泌・代謝内科学 内 に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条 目的

本会は大阪糖尿病協会の活動に寄与し、かつ、大阪とその周辺地域において糖尿病患者教育・指導啓蒙および会員相互の自己研鑽を目的とする。

### 第4条 事業

本会は目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 総会および例会開催
- 2) 大阪糖尿病協会 からの諮問事項に対する答申、委託事項に対する答申、および委託事項の処理。
- 3) 糖尿病患者指導用書籍、ビデオなどの出版、配布事業など。
- 4) 患者啓蒙のための集会、行事の主催ならびに協賛。
- 5) メディカル、コメディカル向けの学術集会の主催ならびに協賛。
- 6) 小児・若年糖尿病患者の疫学調査。
- 7) その他目的達成に必要な事項。

## 第3章 会員、役員および役員会

### 第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員
- (4) 名誉顧問

#### (正会員)

大阪とその周辺地域の医療施設において糖尿病診療に従事する医師で、会員資格規定に基づき、役員会において承認された個人とする。

#### (名誉顧問)

本会に功労のあった者で、役員会の推薦により総会の承認を受ける。

#### (賛助会員)

本会の目的に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人または、法人およびその他の団体で、別に定める資格規定に基づき、役員会において承認されたものとする。

### 第6条 役員

本会は下記の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 3名
- 3) 世話人 若干名
- 4) 会計 2名
- 5) 会計監査 2名

### 第7条 役員の仕事、選出法、任期

- 1) 会長は本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会の運営に当たる。会長、副会長はともに互選により選出する。

- 2) 世話人は会長が任命し総会または例会において承認を受け本会の事業運営の相当にあたる。
- 3) 会計は会長が任命する。本会の会計を運用し、年度末に会計報告を行う。
- 4) 会計監査は会長が任命し、総会または例会において承認を受ける。会計監査は会計の運営を監査し、年度末に総会において監査報告を行う。
- 5) 全ての役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

#### 第8条 役員会

- 1) 会長は役員会を召集し、議長となる。
- 2) 役員会は必要に応じ随時開催する。

### 第4章 総会および例会

#### 第9条 総会

- 1) 総会は会長が招集し、議長となる。
- 2) 総会は少なくとも年1回、年度当初に開催する。
- 3) 総会は、正会員の過半数(委任状を含む)をもって、成立し、決議は出席者の過半数をもって決議する。

#### 第12条 例会

- 1) 例会は原則として隔月開催するものとする。
- 2) 例会は会長が招集し、会長または例会の担当世話人が議長となる。
- 3) 会長は、会員の要望により臨時例会を招集できる。

### 第5章 運営および会計

#### 第11条 運営

- 1) 本会の運営は事務局で行う。
- 2) 事業は担当委員会を設けその任にあたり、役員はその委員会を分担担当する。
- 3) 委員会の事業経過および会計報告は例会において適宜報告しなければならない。
- 4) 正会員はいずれかの委員会に所属しなければならない。

#### 第12条 会計

- 1) 本会にかかる費用は、会費、大阪糖尿病協会よりの助成金、およびその他により支弁する。
- 2) 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第6章 会則の変更

#### 第13条 会則の変更

本会則の変更は、総会の承認を得るものとする。

### 第7章 会員資格の喪失

本会の会員は、次の事項により資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) または、法人およびその他の団体の解散
- (4) 破産・禁治産・もしくは準禁治産の宣告

第14条 (退会) 本会を退会しようとする会員は、退会届を役員会に提出しなければならない。ただし、その年度の会費を全納しなければならない。

第15条（除名）本会の会員が、次の各号のひとつに該当する時は、役員会の決議によりこれを除名することが出来る。

- （1）本会の名誉を傷つけ、または、本会の目的遂行に反する行為のあったとき
- （2）本会の秩序を乱す行為のあるとき。
- （3）会費納入の義務を履行しないとき。
- （4）出席義務を履行しないとき。
- （5）その他、会員として適当でない認められたとき。

- 付則
- 1．本規則は、平成14年4月1日より施行する（事務局：関西労災病院内）
  - 2．下線は平成15年11月20日改訂（事務局：大阪厚生年金病院内）
  - 3．慶弔見舞いについては別途申し合わせ事項を設ける
  - 4．下線は平成20年4月1日改訂（事務局：大阪大学大学院医学系研究科  
内分泌・代謝内科学 内）

会員総意の結集を容易ならしめ、連絡を密に取り易くするために次の諸規定を設ける。

## **会員資格規定**

### 第1条（会費等）

会費は次の通りとし、会費は所定納期内に会費を納入しなければならない。

会費	正会員	¥3,000	（平成19年度より変更（¥1,000から））
	名誉会員	免除	

### 第2条（入会）

正会員として入会を希望するものは、会員の推薦を受け入会申込書を役員会に提出する。

入会申込書を役員会で計り、例会で入会を承認する。

入会を承認された入会希望者は、会費の納入を持って正会員資格を得る。

### 第3条 会員の失格

#### 1、＜会費納入義務不履行＞

会費を1年以上納入しない場合。10日以内に文書により勧告を行い、勧告後14日を経ても未納の場合は、直近役員会に勧告しなければならない。報告を受けた役員会は、その決議により当該会員を除名することが出来る。

#### 2、＜出席義務不履行＞

例会・総会に対し欠席が1年以上続いた場合、10日以内に文書により勧告を行い、勧告後14日を経ても適切な善処の意思表示および行為の無い場合は、直近役員会に報告しなければならない。報告を受けた役員会は、その決議により当該会員過去の状況を勘案した上、審議しその決議により除名することが出来る。

## **選挙方法**

総会において正会員の投票により行う。

会長：1枚の投票用紙に1名記入

副会長：1枚の投票用紙に3名連記上位3名を選出する。

例会出席することの出来るためには何らかの会員であることの証明が必要である。

なんとなく出席できるのは、一種の特権のように思われる。

やはり賛助会員である証（認定）が必要である。

## **慶弔見舞い規定申し合わせ事項**

1．ご香料（一万円）

2．供花一对

金額については相場によって異なるため記載せずに対応する

3．弔電（3千円）

本申し合わせは、平成16年4月1日より実施する

制定 平成16年4月22日